

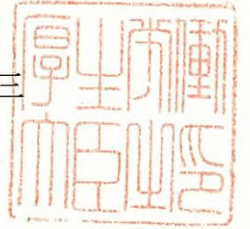
厚生労働省発雇均1012第2号

令和5年10月12日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 社会保険適用時処遇改善コースの新設（附則第十七条の二の七関係）

1 令和五年十月一日から令和八年三月三十一日までの間は、短時間労働者労働時間延長コース助成金の名称を社会保険適用時処遇改善コース助成金とするとともに、一事業所当たりの申請人数の上限を撤廃すること。

2 社会保険適用時処遇改善コース助成金は、(一)に該当する事業主に対して、(二)に定める額を支給するものとする。1

(一) 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 事業所ごとに、有期契約労働者等（雇用保険法施行規則第一百八条の二第二項第一号に規定する有期契約労働者等をいう。以下同じ。）のキャリアアップに関する事項を管理する者をキャリアアップ管理者として配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行っている事業主であること。

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ハ 次のいずれかに該当する事業主であつて、その雇用する有期契約労働者等について処遇の改善を図つた事業主であること。

(イ) その雇用する有期契約労働者等であつて健康保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものが新たに被保険者となる場合において、次に掲げるいずれかの措置を講じた事業主であること。

- (i) 賃金をおおむね十五パーセント以上増額する措置
- (ii) 賃金をおおむね十八パーセント以上増額する措置
- (iii) 一週間の所定労働時間を四時間以上延長する措置
- (iv) 一週間の所定労働時間を三時間以上四時間未満延長するとともに、賃金を五パーセント以上増額する措置

(v) 一週間の所定労働時間を二時間以上三時間未満延長するとともに、賃金を十パーセント

以上増額する措置

(vi) 一週間の所定労働時間を一時間以上二時間未満延長するとともに、賃金を十五パーセント以上増額する措置

(ロ) その雇用する有期契約労働者等であつて被保険者でないものについて、(一)のイの(iii)から(vi)までに掲げるいずれかの措置を講じた事業主であること（当該有期契約労働者等が当該措置により被保険者となつた場合に限る。）。

ニ ハの措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(二) 次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ (一)のハの(i)の措置を一年間継続した事業主 十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

ロ (一)のハの(i)の措置を二年間継続し、かつ、当該措置の開始から二年を経過した後、(一)のハの(ii)の措置を講ずることが就業規則その他の書類により確認できる事業主 三十万円（中小

企業事業主にあつては、四十万円)

ハ (一)のハの(イ)の(i)の措置を一年間継続した後、(一)のハの(ii)の措置を六箇月間継続した事業主
三十七万五千円 (中小企業事業主にあつては、五十万円)

ニ (一)のハの(イ)の(i)の措置を二年間継続した後、(一)のハの(ii)の措置を六箇月間継続した事業主
三十七万五千円 (中小企業事業主にあつては、五十万円)

ホ (一)のハの(イ)の(i)の措置を一年間継続した後、(一)のハの(iii)から(vi)までに掲げるいずれかの措置を講じた事業主 三十七万五千円 (中小企業事業主にあつては、五十万円)

ヘ (一)のハの(iii)から(vi)までに掲げるいずれかの措置を六箇月間継続した事業主 二十二万五千円
(中小企業事業主にあつては、三十万円)

二 短時間労働者労働時間延長コースの改正 (附則第十七条の三関係)

一の1による改正前の雇用保険法施行規則の規定による短時間労働者労働時間延長コース助成金を支給できる期間を、令和六年三月三十一日までとすること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第一の一は令和五年十月一日から適用すること。

(附則第一条関係)

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。(附則第二条関係)